

富津市要援護者地域見守り協議会会議録

1 会議の名称	富津市要援護者地域見守り協議会
2 開催日時	平成 29 年 2 月 13 日 (月) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 30 分
3 開催場所	市役所本庁舎 4 階 401 会議室
4 審議等事項	(1) 要援護者地域見守り事業の現状と今後の事業展開について
5 出席者名	(委員) [出席委員] 小泉義行 小柴貞雄 白石良造 鈴木利一郎 川名健一 井戸義信 大森菊雄 小泉定男 渡邊明美 藤本洋平 白石久雄 村上泰隆 磯貝睦美 小柴登 [欠席委員] 石井輝之 福原好子 (事務局) 健康福祉部社会福祉課：島津課長 吉田係長 鈴木主事
6 公開又は 非公開の別	公開 ・ 一部非公開 ・ 非公開
7 非公開の理由	富津市情報公開条例第 23 条第 号に該当 (理由)
8 傍聴人数	0 人 (定員 10 人)
9 所管課	健康福祉部 社会福祉課 社会福祉係 電話 0439-80-1258
10 会議録 (発言の内容)	別紙のとおり

発 言 者	発 言 内 容
島津課長	<p>(開会)</p> <p>本日は、公私ともにお忙しい中、富津市要援護者地域見守り協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>会議に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 委員名簿 ・ 席次表 ・ 資料 1 富津市要援護者地域見守り事業の現状と今後の事業展開について ・ 資料 2 富津市要援護者地域見守り事業実施規則 ・ 資料 3 富津市要援護者地域見守り計画 <p>以上となります。</p> <p>それでは、ただ今から「富津市要援護者地域見守り協議会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日の進行を務めさせていただきます、社会福祉課長の島津です。宜しくお願いいたします。</p> <p>なお、本日、福原委員が、都合により欠席されておりますが、会議につきましては、富津市要援護者地域見守り事業実施規則第 1 2 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席をいただいていることから、会議は成立することを申し添えます。</p> <p>また、本会議につきましては、富津市情報公開条例第 2 3 条の規定により、会議を公開し、会議録を閲覧に供することとしております。</p> <p>また、今現在、傍聴人はございません。</p>

副市長	<p>そして、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただきますので、ご了承ください。</p> <p>富津市要援護者地域見守り協議会の開催にあたり、小泉副市長より、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆さん、こんにちは。副市長の小泉でございます。</p> <p>本日は、ご多用の中、富津市要援護者地域見守り協議会にご臨席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、皆様方には、日頃から市政の推進につきまして、ご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>富津市要援護者地域見守り事業は、平成 21 年にスタートし、7 年が経過しました。</p> <p>要援護者と呼ばれる人たちは近隣住民との関係が希薄になりがちであり、孤独死をはじめとした、事件、事故を未然に防ぐため、声かけや安否確認などの支援を、地区社会福祉協議会等のご協力をいただきながら、実施しております。</p> <p>この後、議件に添ってご協議いただくこととなりますが、要援護者の安全安心のため、更なる施策の充実と円滑な実施により、市や関係団体と地域ぐるみで要援護者を支え合う、まちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、皆様方の引き続きのご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。本日はよろしく願いいたします。</p>
島津課長	<p>つづきまして、今年度、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様及び事務局を紹介させていただきます。</p> <p>お手元に配布しております、協議会委員名簿をご覧ください</p>

い。

協議会委員名簿にしたがいまして、ご紹介させていただきます。

副市長・小泉義行委員、社会福祉協議会代表・小柴貞雄委員、住民代表・白石良造委員、同じく、鈴木利一朗委員、同じく、川名健一委員、民生委員代表・井戸義信委員、地区社会福祉協議会代表・大森菊雄委員。消防団代表・石井輝之委員ですが、まだ見えておりません。高齢者代表・小泉定男委員、障害者関係者代表・渡邊明美委員、警察署代表・藤本洋平委員、関係部局職員・白石久雄委員、同じく、村上泰隆委員、同じく、磯貝睦美委員、同じく、小柴登委員となります。

本日欠席をされております方をご紹介します。日本赤十字社奉仕団代表・福原好子委員です。

以上で委員の紹介を終わります。

つづきまして、事務局を紹介いたします。

社会福祉係長の吉田です。社会福祉係の鈴木主事です。よろしく願いいたします。

それでは、本協議会の議事進行につきましては、富津市要援護者地域見守り事業実施規則第11条第2項の規定により、副市長が会長となり、同規則第12条第1項の規定により会長が議長となっております。

小泉会長、よろしく願いいたします。

副市長

それでは、会長が議長ということでございますので、これより次第にしたがいまして、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議題に入る前に、本日の会議の会議録署名人を私から指名させていただきたいと思いますが、これにご承認

	いただけますでしょうか。
委員	異議なし。
副市長	ご異議ないものと認め、会議録署名人を指名いたします。 会議録署名人は社会福祉協議会代表の小柴貞雄委員と、民生委員代表の井戸義信委員を指名いたします。
委員	承知しました。
副市長	宜しく申し上げます。 それでは、次第4、報告「富津市要援護者地域見守り事業の現状と今後の事業展開について」を、事務局から説明をお願いします。
吉田係長	それでは、富津市要援護者地域見守り事業の現状についてご説明申し上げます。 はじめに、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、制度の概要や今までの経過等も含めまして、ご説明させていただきます。 資料1の、1ページをご覧ください。 まず、本事業の【目的】としましては、一人暮らし高齢者や障害者などのいわゆる要援護者の方々が、もっとも身近な存在であります地域の方々、地域団体などのご協力のもと、それぞれの地域において安全で安心して暮らすことができるように支援していくことを目的としております。 この事業を始めるにあたり、きっかけとなりました出来事が2つございました。

資料の 3 ページをご覧ください。

1 つは、平成 19 年の富津警察署との会議の中で、当時、社会問題化しておりました 1 人暮らし高齢者の孤独死が、富津市内においても年間 10 件ほど発生しているとの話があり、この事態を重く受け止めた市長から、何らかの具体策を講じられないかとの指示がございました。

また、もう 1 つとして、当時、新潟中越沖地震などの大きな災害が発生しまして、一人暮らし高齢者や障がい者などのいわゆる要援護者の多くが被災された教訓から、国においても、災害時の要援護者対策を講じるようにとの通知がなされておりました。

こうした事態を受けまして本市では、1 つめの「孤独死問題への対策」として、平常時の要援護者に対する定期的な安否確認などの見守り支援、さらに、2 つめの「災害発生時の要援護者支援対策」として、富津市地域防災計画との連携を図りながら、災害時の情報伝達や避難所への誘導支援、この 2 つの支援を柱とした富津市要援護者安心ネットワーク支援事業を、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、区長会、民生・児童委員協議会、消防団、警察署などの関係団体と協議し、連携・ご協力を頂きまして、平成 21 年度から事業をスタートいたしました。

平成 27 年 4 月には、災害時の支援部分につきまして、対象人数の大幅増加とともに、各自治会や自主防災組織などのもと、地域で総合的に取り組むことにより、地域防災計画に基づく避難行動要支援者支援制度へ移行により、事業名を現在の富津市要援護者地域見守り事業に変更し、平常時支援のみとなりました。

次に具体的な仕組みや支援の方法等について御説明いた

します。

資料の 1 ページにお戻りください。

中段にあります、【制度の仕組み】ですが、この制度は、地域・社会からの孤立を防ぎ、要援護者の生命を保護する取組として、地区社会福祉協議会、主に民生委員により、声かけ・安否確認などの見守りサポートを行っております。

また、関係団体等とのネットワークが必要なため、登録には個人情報の共有への同意が必要となります。

関係団体等は、民生委員・市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会・警察署、また、昨年 4 月から富津・大佐和・天羽の地域包括支援センターに提供しております。

本事業の支援対象者となる要援護者につきましては、下段にあります、【対象者】に記載されている、1 人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、介護保険認定の要介護度 3 以上、各障害において重度の障害をお持ちの方となります。

2 ページをご覧ください。

要援護者見守り事業の概要図になります。

今ご説明しました、対象の要援護者から、登録票が民生委員を通じて、または直接、市に提出されますと、毎月の民生委員協議会の定例会に併せて、支援関係団体であります民生委員、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、警察、消防署、地域包括支援センターへ見守り台帳を配布により、情報提供をいたします。

また、要援護者に対しましては、民生委員を通じて、安心カードや支援キットの配布を行います。

地区社会福祉協議会には活動費として補助金を交付し、毎年度末に訪問記録表などの提出をしていただいております。

次に、資料の 4 ページは、要援護者の方に配布している富

津市要援護者地域見守り支援情報キットの説明となります。

このキットは、制度に登録した際に配付しているもので、かかりつけの医院、疾病や、緊急時の連絡先など、救急救助等に必要な情報が記載されたカードが入っており、要援護者の方が急病などの場合に、支援に必要な情報が誰でもわかりやすい場所ということで、冷蔵庫に保管するようお願いしております。また、キットが入っている目印として、冷蔵庫の扉に「地域見守り支援情報」と書かれたマグネットの貼り付けをお願いしております。

右側 5 ページに実際の利用イメージを記載しておりますが、救急搬送時に支援情報キットを使用し、緊急時の連絡先の方に迅速に連絡をとることができます。

また、このほか、要援護者の方が外出時等における事故や発病等の際、救急救命に寄与するものとして、先ほどの支援情報キットと同様の事項が記載された安心カードも配布し、外出等の際には、携帯していただくことをお願いしております。

次に、6 ページをご覧くださいと思います。

富津市要援護者地域見守り事業の2月1日現在の登録者数となります。

右下の合計欄にありますように、全体で 691 人です。

各地区の内訳等はこちらのとおりになります。

対象区分別の内訳といたしましては、一人暮らし高齢者 431 人、高齢者のみの世帯 191 人、介護認定者 6 人、障がい者 46 人、その他 17 人となっております。

登録者のうち、約 90%が高齢者となっております。

また、全体の登録者数は、平成 28 年 4 月時点と比較しますと 14 人減となっております。主な要因としては、登録さ

れる人数より施設入所や死亡による廃止となる方が多いこととなります。

右の7ページの上段が、登録者数の推移となります。

見方としましては、平成21年から平成26年については、各年の左の棒線が災害時支援のみの人、平成21年ですと1,457人、真ん中の棒線が平常時と災害時支援を併用している人、21年ですと967人、これが現在の登録者数と比較できる人数となります。

右の棒線が登録者の合計となります。

平成27年度以降は、平常時支援のみ的人数となります。

ここ数年においては登録者数が減少傾向にあります。

その下のグラフが、高齢者数の推移です。

棒グラフが、高齢者数となっております。

年々上昇しています。

21年が13,748人で、28年が15,976人と、14%の増となっております。

一方、人口ですが、下の部分に括弧書きで数字のみ記載してありますが、住基人口の21年が49,585人、28年が46,275人で、マイナスの7%の減となっております。

減少傾向にあります。

以上により、高齢化が進捗しているわけですが、その高齢化率が折れ線グラフになりますが、21年の28.4%から、28年では34.5%と、6.1%上がっています。

次に、8ページから17ページに、現在までの事業経過を記載しております。

17ページに28年度の事業内容が記載されております。

主なものとしましては、9月に広報ふつつによる啓発、同じく、9月に331名の新規対象者に制度や登録のご案内を郵

送し、民生・児童委員、地区社会協議会等の皆様にご協力をいただいているところでございます。

また、今年度は、民生委員の一斉改選がございましたので、12月に新任の方へ研修等を行い、担当民生委員が変更になった方には支援情報カードを書き換えし、差し替えをお願いしたところでございます。

ここまでで、要援護者地域見守り事業の現状についてのご説明になります。

最後に今後の事業展開についてになります。

18ページをご覧ください。

従来の取り組みとしては、広報ふつつ、市ホームページの掲載、新たに対象になる方への制度周知、民生委員へ新規登録者の協力依頼、地域包括支援センターへ制度周知及び新規登録者の協力依頼を引き続き実施してまいります。

また、新たな取り組みとして、なるべく、多くの人に制度を知ってもらいたい観点から、区長回覧を利用しまして、市内の全世帯へ制度案内のリーフレットの配布、また、制度周知のポスターを作成し、市内の公共施設・商業施設へ掲示することを検討しております。

他に良いアイデアがございましたら、ご意見を頂戴したいと思います。

以上で説明を終わります。

副市長

事務局から報告がありました。

現状についての質疑や今後の取り組みについて、ご意見がありましたらお願いします。

渡邊委員

はい。

副市長	どうぞ。
渡邊委員	<p>育成会の渡邊です。</p> <p>以前、本日の会議の通知をいただいた際に前回はいつ開催されたのかお聞きしたところ、前は平成 26 年に開催したとのことでしたね。</p> <p>委員の皆さんは新人さんばかりだと思いますが、配布された資料の中に任期 3 年と記載がありますが、平成 29 年 12 月 17 日までが私たちの任期ということによろしいですか。</p>
吉田係長	はい。
渡邊委員	わかりました、一応確認させていただきました。ありがとうございました。
副市長	他にございますでしょうか。
渡邊委員	すみません、もう一点良いでしょうか。
副市長	どうぞ。
渡邊委員	昨年 9 月に地域見守り新規対象者への発送が 331 人ということでしたが、昨年度はいつ発送したのか記載が見当たらないのですが。
吉田係長	はい。16 ページの中段にございます、「9 月 9 日、地域見守り新規対象者へ文書発送 557 人（防災室と合同）」が平成

	27年度のものになります。
渡邊委員	では、毎年やってらっしゃるんですか。
吉田係長	そうですね。避難行動要支援者支援制度が平成27年4月から始まりまして、それからは避難行動要支援者の制度と併せまして見守り事業のご案内をしているような形になっております。
渡邊委員	すみません、ありがとうございます。
副市長	他にはよろしいでしょうか。 無いようでしたら、次第5、その他ですが、事務局から何かありますか。
吉田係長	はい。この事業につきましては、こういった制度が必要になれる方の掘り起こしが一番になってくるかと思われ ます。 委員の皆様におかれましては、個別のご相談や所属されて おります団体・会合において、こういったお話が挙がりまし たら、情報提供や登録のご案内をお願い申し上げます。
副市長	宜しく申し上げます。 委員の皆様から何かありますか。 無いようでございますので、以上をもちまして、富津市要 援護者地域見守り協議会を終了させていただきます。 委員の皆様には、慎重審議をいただきましてありがとうご ざいました。

	(閉会)
--	------

上記会議の記録が、実際の会議の内容と相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 29 年 2 月 17 日

富津市要援護者地域見守り協議会

署名委員 小柴 貞雄

署名委員 井戸 義信